

訪問介護・介護予防訪問サービス 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	あけぼの訪問介護事業所		
所在地	尾道市御調町丸門田 446-1	電話番号	0848-77-0277
事業所指定番号	広島県 3471100929 号	管理者	細谷 寿雄
サービス提供地域	尾道市(御調町・木ノ庄町・美ノ郷町・原田町)、三原市(八幡町)		

2 営業時間

営業日	月曜日～日曜日	祝日
営業時間	8時30分～17時30分	

24時間サービスが可能な体制とする。

3 事業所の職員体制

職 種	人 員	
管理者	1 名	(常勤 訪問介護員兼サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者	4 名	(常勤 4 名 、訪問介護員兼務 4 名)
訪問介護員	37 名	(常勤 4 名 、非常勤 33 名)
介護福祉士	12 名	(常勤 4 名 、非常勤 8 名)
介護職員実務者研修(旧 1 級課程修了者)	5 名	(常勤 0 名 、非常勤 5 名)
介護職員初任者研修(旧 2 級課程修了者)	20 名	(常勤 0 名 、非常勤 20 名)

4 サービス提供の管理者及び責任者

あなたのサービス提供の管理者及び責任者は下記の通りです。サービス提供にあたってご不明な点やご要望がありましたら、なんでもお申し出ください。

1 管理者の氏名	細谷寿雄
業務内容	事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行なう
2 サービス提供責任者の氏名	細谷寿雄 横山幸恵 瀧口香織 樂本英美
業務内容	事業所に対する指定訪問介護の利用申込の調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行なう

5 サービス内容

○訪問介護の内容

提供するサービス内容は下記のとおりです。

【基本】	①健康チェック	安否確認・顔色・全身状態・発汗・体温等
	②環境整備	換気・室温・日当たり調整・ベッド周辺整頓・屋内の安全確認
	③相談援助	介護のための情報収集・生活上の助言・情報提供・心理的支援
【身体介護】	①起床・就寝介護 ②排泄介助 ③衣服の着脱 ④整容 ⑤身体の清拭・洗髪	
	⑥入浴介助 ⑦食事介助 ⑧体位交換 ⑨服薬介助 ⑩移乗・移動介助	
	⑪その他の援助	
【生活援助】	①調理・片づけ ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受け取り	
	⑥その他の援助	

6 利用料金 ※介護支給限度額を超過しての利用は超えた額的全額をご負担いただきます。

【訪問介護】

サービス内容	1 回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割
身体介護	2 0分未満	1,630 円	163 円	326 円	489 円
	2 0分以上 3 0分未満	2,440 円	244 円	488 円	732 円
	3 0分以上 1 時間未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	1 時間以上	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
3 0分増す毎に 820 円加算		82 円加算	164 円加算	246 円加算	
生活援助	2 0分以上 4 5分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	4 5分以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円
二人対応	やむ得ない事情により、利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金となります				
初回加算	初回 1 回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
早朝・夜間加算	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	基本利用料 2 5 %増し		
	午後 10 時～午前 6 時		基本利用料 5 0 %増し		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 22.4 %を算定いたします			
同一建物減算	同一建物に 20 人以上居住の場合に所定単位数の 90 %を算定いたします				
	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住の場合に所定単位数の 90 %を算定いたします				

【介護予防訪問サービス】

サービス内容（1月あたり）		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
訪問型独自サービスⅠ（要支援1・2） 身体介護・生活援助週1回程度利用が必要な場合		11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービスⅡ（要支援1・2） 身体介護・生活援助が週2回程度利用が必要な場合		23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービスⅢ（要支援2） 身体介護・生活援助が週3回以上利用が必要な場合		37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
初回加算	初回1回	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の22.4%を算定いたします			

7 サービスの利用にあたっての留意事項

【1】 サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんのでご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金の管理、金銭の貸借、金銭に関する取り扱い
- ③ 他の家族に対する食事の準備などのサービスの提供
- ④ 日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除、庭掃除など）

【2】 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食などの提供はお断りさせていただきます。

【3】 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は、地域包括支援センター、又は、当事業所までご連絡ください。

8 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

【1】 虐待防止に関する責任者 管理者：細谷 寿雄

【2】 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

【4】 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

【1】 切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

【2】 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

【3】 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 サービスに関する相談窓口・苦情窓口

利用者・家族からの相談及び苦情に対して、迅速かつ円滑な処理が行えるように、24時間電話対応の窓口担

当者を置き、その連絡先を、利用者・家族に明示します。

(1) 事業所の訪問介護サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者	細谷 寿雄		
電話番号	0848-77-0277	F a x 番号	0848-77-0278

(2) 公共機関においても、苦情申し出等できます。

市町介護保険相談窓口	尾道市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係		
	尾道市久保1丁目15-1	電話	0848-38-9440
	三原市 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係		
	三原市港町3-5-1	電話	0848-67-6240
健康保険団体連合会窓口	広島県国民健康保険団体連合会		介護福祉課
	広島市中区東白島町 19-49	電話	082-554-0782

1 1 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	本多医院	本多元陽 Dr
	連絡先	〒722-0343 尾道市御調町丸河南 723	TEL : 0848-76-0036
ご家族	氏名		
	連絡先		
介護支援専門員	担当者	あけぼの居宅介護支援事業所	TEL : 0848-36-6800
	連絡先	〒722-0344 尾道市御調町丸門田 446-1	担当：古森

※利用者、家族との話し合いにより連絡先を決定します。

1 2 事故発生時の対応について

指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族様、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※当事業所は、損害賠償保険（任意保険）に加入しています。

1 3 秘密の保持及び個人情報の保護について

利用者又はその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約時に交わしています。

1 4 衛生管理について

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 5 第三者評価の取り組みについて

当事業所は、福祉サービスの質の向上を目的として第三者評価の実施に務め、良質かつ適切なサービスを提供してまいります。